

佐渡市体験小型定置網売却実施要領

不用になった体験小型定置網を、オープンカウンター方式により売却します。希望する方は、次の事項をご承知のうえ、参加してください。

なお、オープンカウンター方式とは、見積りの相手を特定せず、内容・数量等を公示し、参加を希望する方から広く見積書を募る方式です。

1. 売却対象の物品

売却対象の物品は次に掲げるものとし、元小木地内に保管しています。

項目	規格・形式等
漁業種類	定置
漁業資材	定置網
購入年日	平成9年
メーカー	日東製網
最低売却価格	100円

2. 参加資格

参加資格は、20歳以上で佐渡市内に住民登録又は永住資格を有する外国人登録をしている個人及び佐渡市内に法人登録している法人で、直ちに代金を納めてその物品を引き取ることができる者としてします。

ただし、次に該当する方を除きます。

破産者で復権を得ない者 市税滞納者 佐渡市職員

3. 受付期間及び場所

本実施要領を十分お読みのうえ、受付期間内に見積書（別紙1）を封筒（別紙2）に入れ提出してください。なお、期間中は物品の確認をすることができます。希望する方は、佐渡市農林水産課水産振興係までお申込みください。

物品の確認は、受付期間中の午前9時から午前11時、午後1時から午後4時までとし、必ず、事前に佐渡市農林水産課水産振興係へご連絡ください。

(1) 受付期間：平成27年3月2日(月)～平成27年3月6日(金)

午前8時30分から午後5時まで。

なお、郵送の場合は受付期間の最終日の消印があるものに限り有効とします。

(2) 受付場所：佐渡市農林水産課水産振興係（電話63-3761）

佐渡市小木行政サービスセンター（電話86-3111）

4．契約の相手方の決定について

開札は、平成 27 年 3 月 9 日(月)午前 10 時から、非公開で行います。

有効な見積書を提出した者のうち、最低売却価格以上で最高価格のものをもって落札者と決定し、落札者には電話にて通知します。なお、落札となる同価格の入札者が 2 名以上いるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。

5．売買代金について

落札者が見積書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。)を売買代金とし、落札者決定後、直ちに納入してもらいます。

6．所有権の移転及び物品の引渡し

(1) 売却物品の所有権は、売買代金を完納したときに移転するものとし、落札者は平成 27 年 3 月 10 日(火)から平成 27 年 4 月 3 日(金)の午前 9 時から午後 4 時 30 分までに物品を搬出してください。ただし、土・日曜日を除きます。

(2) 物品の引渡し方法は現状渡しとし、引渡し後の不調や故障についての保証は一切行いません。

(3) 落札者は、物品引渡しの際に受領書(別紙 3)を提出してください。

7．かし担保責任

落札者は、売買代金を納入後、売却物品に隠れたかしのあることを発見しても損害賠償の請求、又は契約の解除ができないものとします。

8．結果の公開

見積り合せの結果について、落札者及び落札金額を公開することがあります。

9．その他の留意事項

(1) 参加しようとする方は、本実施要領に記載された事項について熟知しておいてください。

(2) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、佐渡市財務規則の定めるところにより処理します。

(3) その他不明な点は、以下にお問い合わせください。

〒 9 5 2 - 1 2 9 2 佐渡市千種 2 3 2 番地

佐渡市農林水産課 水産振興係 電話(0259)63-3761